

令和7年度 第9回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和7年12月12日(金)午後2時00分から3時15分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (29人)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 鈴木 誠之君   | 2番 土屋 昌彦君   |
|             | 4番 長田 薫君    |
| 5番 勝間田 公博君  | 6番 瀬戸 孝雄君   |
| 7番 福島 初代君   | 8番 小宮山 勉君   |
| 9番 勝間田 美保子君 | 10番 勝間田 太住君 |
| 11番 長田 守正君  | 12番 勝又 治彦君  |
| 13番 林 忍君    | 14番 鈴木 洋一郎君 |
|             | 16番 横山 廣君   |
| 17番 勝又 博之君  | 18番 内田 奨君   |
| 19番 小澤 勤君   | 20番 土屋 壯一君  |
| 21番 宇田川 秀一君 | 22番 渡邊 一雄君  |
| 23番 瀬戸 朝光君  | 24番 長田 光正君  |
| 25番 根上 誠一君  | 26番 岩田 勉君   |
| 27番 芹澤 泉君   | 28番 中村 善彦君  |
| 29番 高田 哲夫君  | 30番 芹澤 裕治君  |
| 31番 齋藤 浩也君  |             |

欠席委員 (2人)

|            |            |
|------------|------------|
| 3番 勝間田 安彦君 | 15番 長田 正之君 |
|------------|------------|

#### 議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告  
報 第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案  
議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について  
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案  
議案第34号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 山本 育実 石田 真由美 遠藤 慎也 田代 欣三 杉山 有里

## 会議の概要

事務局長 ただ今から令和7年度第9回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。

会長 ー会長挨拶ー

事務局長 ありがとうございました。

はじめに諸般の報告をさせていただきます。3番勝間田安彦委員、15番長田正之委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、長田会長を議長として進めていただきます。

会長よろしく願いいたします。

会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。

会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、9番勝間田美保子委員、10番勝間田太住委員よろしく願います。

会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長 日程5 農地法に関する報告に入ります。

報第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

報第15号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和7年12月12日報告。今月の5条の届出は1件です。

(番号1について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 日程6 農地法に関する議案に入ります。

なお、本日程につきましては、先月不許可相当と議決をしました営農型太陽光発電事

業に係る申請案件が再度上程されております。これに伴い、議事の円滑な審議のため、先に農地法第5条許可申請について審議いたします。

つきましては、農業委員会会議規則第20条の規定により、議事日程の順序を変更し、議案第33号を先に審議し、その後に議案第32号を審議いたします。

会長

それでは、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第33号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年12月12日提出。今月の5条許可申請は5件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）田 4,900 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借による飲食店店舗及び駐車場の建設です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。

なお、本件につきましては、農地転用面積が3,000 m<sup>2</sup>を越えるため、本日許可相当と認められた場合は、12月22日に開催される静岡県農業会議の常設審議委員会へ上程し、その後許可となる予定です。

番号2（議案書の内容読み上げ）田、畑 2,038 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借による太陽光発電施設の設置です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。

整理番号3、4につきましては同一事業となりますが、権利の種類について、賃貸借する土地と所有権移転をする土地があることから、申請は2件に分かれております。

番号3（議案書の内容読み上げ）畑、田 7,355.03 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借による太陽光発電施設の設置です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。

番号4（議案書の内容読み上げ）畑 316 m<sup>2</sup>

転用内容は、売買による太陽光発電施設の設置です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。

なお、整理番号3と4につきましては、転用面積の合計が3,000 m<sup>2</sup>を越えるため、本日許可相当と認められた場合は、12月22日に開催される静岡県農業会議の常設審議委員会へ上程し、その後許可となる予定です。

番号5（議案書の内容読み上げ）畑 4.086 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電施設の設置です。太陽光パネル用杭およびキュービクルが設置される部分について、10年間の一時転用を行う申請です。

今回の申請につきましては、土地所有者本人が下部の農地を耕作する計画となっております。先月の総会に上程した申請では、譲受人のグループ会社が耕作する申請となっておりましたが、今回は2名の土地所有者がそれぞれ耕作を行う内容となっております。栽培作物は前回の申請から変更はなく、お茶を作付けする計画となっております。所要面積は4,949 m<sup>2</sup>であり、山林及び原野を含む計画となります。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。こちらは農業地域外の農地、いわゆる白地農地であり、地域計画の区域外となっていることから、営農型太陽光発電設置のための協議の場に諮る必要がない案件となります。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和7年12月1日、譲受人と電話で確認しました。譲渡人3名とは12月4日、7日にそれぞれの自宅で聞きました。

申請行為については、本人が申請したもので内容に間違いはありません。

転用理由は、譲受人が経営する市内の既存店舗の待ち時間が5、6時間だそうで、混雑緩和のため農地転用により新店舗を建設するものです。

資金につきましては、必要資金の8倍を用意しております。

他の権利者の同意については、他の権利者はいません。

転用時期は、許可後速やかに工事を着手する予定です。

他法令につきましては、御殿場市土地利用対策委員会の承認を受けています。また、都市計画法申請に係る事前相談票を市都市計画課へ出しています。

転用面積は4,900 m<sup>2</sup>で、必要最小限と思われるます。

周辺への影響は、申請地は一団の農地の北側に位置するため、日照については問題ありませんが、照明が隣接した田に当たらないように配慮し、22時には消灯することです。

その他について、譲受人より当該区長に申し入れがありまして、11月17日に地元説明会を開催し概ね理解を得られているとのこと。隣接する住宅の所有者さんからは、8月に承諾を受けております。

調査報告は以上です。何卒ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

続きまして、整理番号2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和7年12月4日です。調査場所は、それぞれ現地で行いました。

申請の内容ですが、申請につきましては本人が申請したもので、内容に問題はありませんでした。

転用理由ですか、申請地は休耕して既に30年あまり経っており、譲渡人の年齢に伴い管理が追いついていかないということで、今後のことを考え、やむを得ず今回の選択と

なったということでございます。

資金につきましては、太陽光設備費及び土地整地費が合わせて 31,200 千円で、全て金融機関からの借入金で対応するとのことでございます。

他の権利設定でございますが、他の権利設定はありません。

転用時期ですが、許可後すぐに着工しまして、来年 3 月には完成したいということです。

他の法令につきましては、許可等を必要とするものはないと思われます。

転用面積につきましては、転用内容から見て、特に問題はないと思われます。

周辺への影響ですが、影響は少ないと思われます。万一周辺に影響が出た場合には、自己責任で解決するという回答をいただいています。

以上でございます。

会長

続きまして、整理番号 3、4 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

3 番から報告します。

調査日は令和 7 年 1 月 29 日です。調査場所は譲受人に現地で説明を受けました。譲渡人 5 人のうち 4 人は 1 月 29 日に電話にて聞き取りを行いました。譲渡人の一人については、1 月 11 日に電話で聞き取りました。

申請について、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由につきましては、譲渡人全員、当該地の維持管理をするのが難しく、太陽光発電に賛同したということです。

資金につきましては、銀行より借り入れるとのこととす。

他の権利者の同意、他の権利設定はないとのこととす。

転用時期は、許可後すぐに着工したいとのこととす。

他法令については、すでに申請済とのこととす。

転用面積について、適正であると思われます。

周辺への影響は、調整池を設置することになっており、水害はないと思われるが、万が一被害が発生した場合は責任を持って対処するとのこととす。

4 番の報告になります。

調査日は令和 7 年 1 月 29 日です。調査場所、譲受人は現地で聞き取りを行いました。譲渡人は電話で聞き取りを行いました。

申請について、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

転用理由については、譲渡人は当該地の維持管理するのが難しく、太陽光発電に賛同したということです。

資金について、銀行より借り入れるとのこととす。

他の権利者の同意、他の権利者はないとのこととす。

転用時期、許可後すぐに着工するとのこととす。

他法令について、ほかの許可はすでに申請済みとのこととす。

転用面積について、適正であると考えます。

周辺への影響、調整池を設置することになっているので、水害はないと思われるが、万が一被害が生じた場合は責任を持って対処するとのこととす。

以上です。

会長 続きまして、整理番号5について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員 調査日は令和7年11月21日です。譲渡人の一人とは11月22日に自宅にて確認しました。譲渡人のもう一人とは12月3日に電話にて確認をいたしました。  
申請については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。  
転用理由は、譲受人は農地の上空にパネルを設置し太陽光発電を行う。譲渡人は、下部の農地で耕作管理を行う。お茶を作付けする予定です。  
資金は、金融機関から借り入れる予定で、問題ないと思います。  
他の権利者の同意はありません。  
転用時期、許可後すぐに着工したいということです。  
他法令の手続きはありません。  
転用面積は、適正と思われます。  
周辺への影響は、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことでした。  
最後に、今回営農する地主さんの営農状況について、補足させていただきます。一人目の譲渡人については、本人一人が農作業を行う予定で、米の栽培経験があります。もう一人の譲渡人については、本人と奥さんの二人で農作業を行う予定で、現在は農業をやっておらず、経験はあまり無いということですが、今後譲受人やお茶屋さんから指導を受けながら、下部での農業を行っていきたいとのことでした。なお、機械については、二人とも譲受人が購入する予定のお茶刈機などを借りて、作業をするとのことでした。  
以上報告になります。何卒ご審議の程よろしく申し上げます。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 5番ですが、これだけ営農型ということで、2人の地主さんが太陽光発電を譲受人にやってもらって、下のほうは自分たちで耕作をすると、それもお茶ということで、話を聞いているとお二人ともお茶の経験はないということですね。譲渡人の一人は、自宅から少し離れていて、経験もないので大変ではないかなと思います。この二人の年齢はおいくつなのでしょう。

事務局 一人は60代後半、もう一人は50代後半くらいの年齢になります。

委員 自分も構造改善の時、団体の人からは、機械を使う仕事ですから、農業を始めるには60歳からでは遅く、50代半ばぐらいから、土日来てもらい手伝ってもらわないと無理だよと言われたことを思い出しました。私は稲作で、お茶とは違うとは思いますが、太陽光だと柱も多くあり、営農は厳しいのではないかなと感じます。

会長 ありがとうございます。

委員 5番は前回不許可となっている案件ですが、今度は地主さんに責任を持たせて許可を受けて、自分達は太陽光パネルだけ設置すれば良いと、そういう感じにも取れます。お

茶をやるということですが、作付けした経験がない方というお話ですから、許可するとしても10年間の許可ではなく、一時転用の期間を短くして、1年経つと収量報告の義務が2月にありますので、その結果と現場の状況を確認した上で、継続をさせるのが望ましいと考えます。その上で、例えば2年程度の許可期間で、法令どおりの作付けをしていることを確認し、許可をしていただく。そして万が一作付けがされていない場合は許可を取り消すという形を取りませんと、土地所有者に責任を押し付けて事業をやる方法がまかり通ってしまい、他の方も同じ方法で申請をしてくる可能性がありますので、そのように進めていただきたいと思います。

3番と4番につきましては、市の土地利用対策委員会の承認を受けています。これについては、営農型ではなく一般の太陽光の申請ですから、御殿場市の指導要綱、地元の説明会を経て承認されていれば、問題ないと思います。今回の5番につきましては、所要面積が5,000㎡近い事業ですから、本来営農型でなければ、土地利用の承認を受け、調整池等を設置しなければなりません。このため、あえて営農型にしているのではないかと取れます。やはり5番を許可するとしても、継続的に法令を守ることを担保するには、許可期間を短くしていただきたいという希望であります。長くとも2年というところをお願いしたいと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

会長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 ただ今、ご意見等が出ましたので、本議案の採決については、申請案件ごと個別で採決をとる形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、整理番号1については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、整理番号2については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、整理番号3については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号4について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、整理番号4については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号5について、先ほど出ました意見を踏まえまして、許可期間が10年間の申請となっておりますが、2年間とする条件をつけて許可をすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、許可期間を2年間とする条件を付けた上での決定といたします。

会長 続きまして、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

会長 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の2ページをお願いします。

議案第32号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年12月12日提出。今月の3条許可申請件数は5件です。

はじめに議案書の修正をお願いいたします。議案書3ページ、整理番号5の調査委員が変更となります。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 737 m<sup>2</sup>

譲渡人は後継者である譲受人に贈与するものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,174 m<sup>2</sup>

譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。

なお、当該申請地は進入路のない袋地状態であり、また周辺地権者から通行の同意を得ていないため、地理的条件が悪く、かつ耕作をし得る状態に保つことができない状態にあると考えます。よって整理番号2は、農地法第3条第2項第1号に該当するため、許可要件を満たさないと考えます。

番号3（議案書の内容読み上げ）畑 2,956 m<sup>2</sup>

譲受人は営農型太陽光発電の太陽光パネルを設置するために譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。

なお、本案件は、先ほど議案第33号整理番号5で期限付き条件となった事業と一体であり、本案件も同様の期間内において権利設定を行う必要があると考えます。

番号4（議案書の内容読み上げ）田 379 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号5（議案書の内容読み上げ）畑 436.31 m<sup>2</sup>

譲渡人は後継者である譲受人に贈与するものです。

整理番号5について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、整理番号1について事務局代読で調査結果の報告を求めます。

事務局

それでは、代読させていただきます。

調査日は令和7年12月7日です。調査場所は自宅及び申請地です。

申請行為について、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利設定、移転等の内容ですが、譲渡人は高齢のため長男である譲受人に贈与するものであります。

農地の効率的利用について、申請地は自宅から徒歩5分。農作業従事者は譲受人本人と譲渡人夫婦の3人であり、譲渡人は25年の農業経験があります。農機具は、軽トラックと草刈り機を所有しています。

耕作管理計画、申請地は野菜畑として耕作しており、譲受後も野菜畑として耕作していく予定です。

転貸し等はありません。

地域との調和、周辺農地の営農に支障が出ないよう耕作を行うとのことです。

以上です。

会長

整理番号2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査報告いたします。

調査日は令和7年11月30日です。譲受人と現地において調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありませんが、畑に行く通路がありません。袋地となっています。

内容については、譲受人は、新規就農のため譲渡人より買い受けるための申請です。

効率的利用については、取得する農地は自宅から約8kmで、車で15分ぐらいです。農作業は本人、父母3名で、耕運機、軽トラックは譲渡人から借りる予定です。草刈り機は所有しているそうです。以上のことから通路が確保されていれば、取得する農地も効率的に耕作管理されると思われます。

耕作管理計画、取得する農地は譲受人が畑として活用するそうです。

転貸し、転貸し等はありません。

地域との調和、地域農業集落の取決めに従い、支障の無いように耕作を行うことですが、畑のまわりにはアパートもあり、畑に行く通路はありませんので、地主に許可を取る必要があると思います。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

会長

整理番号3について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和7年11月21日です。譲渡人の一人とは11月22日に自宅にて確認しました。譲渡人のもう一人とは12月3日に電話にて確認をいたしました。

申請について、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定については、譲受人は営農型太陽光発電をしたいとのことでの申請です。

効率的利用については、譲渡人一人は40年、もう一人は現在農業を行っていませんが12年の経験があります。下部の農地でお茶を栽培する計画です。茶刈り機等は譲受人が買い、地主に貸し出すとのことです。

耕作管理計画は、譲受人は農地の上空にパネルを設置し、太陽光発電を行う。譲渡人は下部の農地で耕作管理を行うとのことです。

転貸しはありません。

地域との調和、地域農業集落の取り決めに従い、支障のないように耕作するとのことです。

以上です。

会長

整理番号4について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和7年12月7日です。譲受人とは現地で話を聞きました。譲渡人の不動産担当者と電話で行いました。

申請の内容ですが、本人が申請した内容で間違いはありません。

権利の設定等ですが、譲渡人からの申請地の農地管理を委託されている方が、管理を終了したいとの申し入れがあったということから、譲受人に話があったということです。以前から農地拡大の希望を持っていた譲受人が、この農地を買い受けるに至りました。

効率的利用につきましては、取得する農地につきましては自宅から徒歩5分の距離にあります。農業従事者は、市の認定農業者であり、主に水田を2ha耕作している方でございます。農機具につきましても、田植機をはじめトラクター等多くの機械を所有しております。新たに取得する農地につきましても、効率的に耕作管理されると思われます。

耕作の管理計画ですが、新たに取得する農地につきましては、野菜等を作付けする予定でございます。

転貸し等はありません。

地域との調和等につきましては、農業集落の取決めに従いまして、支障のないように耕作を行うとのことでございます。

以上でございます。

会長

整理番号5について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和7年12月3日です。調査場所は現地で行いました。

譲渡人が高齢になり、農作業の継続が困難になったため、譲受人に贈与する申請です。

効率的利用、家族構成は譲渡人の祖母、その娘、単身で市外に勤務しています。

そして譲受人の孫の3人家族です。今回譲り受ける農地は、自宅から100mの距離です。主に譲受人が耕作します。なお、耕運機等の機材は持っていません。

耕作管理計画、耕作内容は、昔から変わらず今の時期は、白菜、大根など旬のものを自宅で食べる程度に作っています。

転貸しはありません。

地域との調和、譲り受けた畑のまわりは住宅地で、これまでも周辺への問題はありません。

以上でございます。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

委員

3番ですが、5ページの整理番号5と同じ人が耕作するようですが、太陽光の鉄柱が建っていないところでも作業がなかなか難しいと思います。お歳を召した方がやられるということで、機械作業での怪我、事故が心配されます。耕作は厳しいのかなと感じます。先ほど言われましたように同じところなので、2年間ぐらいが適当かなと思います。

2番ですが、県外の方が袋地で住宅地、片側が線路で農業ができるところではないなと感じました。厳しいと思います。

会長

ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

会長

2番の譲受人の家族構成を先ほど説明されましたが、もう一度教えていただけますか。

担当委員

父、母です。

会長

父、母は同居人ですか。住所が県外になっていますが、市内に別荘、自宅があると聞いています。

担当委員

申請が通れば、市内に来るそうです。

会長

3人全員県外にいるということですか。

事務局

譲受人本人は県外に居住、勤務しています。

会長 父、母はこちらにいるということですか。

事務局 来年の3月ごろにこちらに来て、本人は住所変更せずこちらに通い、畑をやるということです。

会長 仕事の都合で住所変更が出来ないのですか。

事務局 二拠点生活となります。  
譲受人が県外で仕事をされている関係で、住民票をこちらに移すのが難しいという理由で、住居は市内に持っているので、引っ越してこちらに住んで、耕作する予定ではあるものの、住所はそのままにしたいという話でした。ご両親は国外に住んでおられて、3月にこちらに呼んで、住んでもらって耕作を一緒にやるという話でした。

会長 両親がこちらに来て、譲受人が買った畑で野菜を作る計画があるから、この土地が欲しいということですね。

会長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

事務局 補足させていただきます。この関係で県の農地調整課に問い合わせをしていますので、県の考え方を補足させていただきたいと思います。  
今回の農地については、進入路のない袋地状態の農地であり、周辺地権者から通行同意を得ていないのであれば、地理的条件が悪く、かつ常に耕作しうる状態に保つことができない状態にあると考えます。このため、耕作または養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作または、養畜の事業を行うと認めることはできず、農地法第3条第2項第1号に該当するものと考えます。農地の権利移動に関しては原則農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないことが求められます。なお、袋地の農地に入るため、最低限必要な通行権を主張することは可能であるため、現在の農地の権利者及び権利の取得を希望する者には、周辺地権者から通行の同意を得るよう指導すべきと考えます。という考え方が示されております。

会長 譲渡人が申請に来た時に、事務局が無理ですとは言えないのですか。

事務局 申請につきましては、書類が整った状態ですと、事務局で受け付けないということは基本的にはできなくなっています。相手方が取り下げれば、農業委員会にはかかりませんが、そうでなければ農業委員会にかけた上で許可、不許可を決定する形になります。

会長 わかりました。ありがとうございました。

会長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

委員 ここはどう見ても、自宅から通って耕作するようなどころではないと思います。車で

来ても、置けないですよ。お年寄りが歩いて来るのも大変です。耕作には適していません。片側は、線路の法面です。

会長                   ありがとうございます。

会長                   許可、不許可にするについては、色々な意見が出た上で、農業委員会も判断したほうがよいと思います。よろしく願いいたします。

会長                   それでは、先ほど、事務局、調査委員から報告がありました整理番号2の申請内容については、疑義が生じているため、本議案の採決にあたっては、申請案件ごとに個別に採決を取る形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会長                   それでは、採決に入ります。

会長                   整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長                   全員賛成のようですので、整理番号1については、原案どおり決定いたします。

会長                   整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長                   賛成の方はいないようです。ただ今出た意見を踏まえたと、これらの者が、その取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を認められないことから、農地法第3条第2項第1号に該当していると判断されます。よって整理番号2につきましては、不許可とすることに決定いたします。

会長                   営農型太陽光発電の整理番号3については、先ほどの議案第33号整理番号5の事業と一体であるため、こちらの許可期間も2年間として許可をしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長                   全員賛成のようですので、整理番号3については、許可期間を2年間とする条件を付した上で決定いたします。

会長                   整理番号4について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、整理番号4については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号5について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、整理番号5については、原案どおり決定いたします。

会長 次に日程7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案に入ります。  
議案第34号 農用地利用集積等促進計画(案)について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いします。

議案第34号 農用地利用集積等促進計画(案)について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので、委員会の決定に附す。令和7年12月12日提出。

議案書7ページの議案第34号別紙資料 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表をご覧ください。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が2件で、合計面積は10,372㎡、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。

番号1(議案書の内容読み上げ) 4筆 9,099㎡

番号2(議案書の内容読み上げ) 1筆 1,273㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 「遊休農地」、「違反転用」の指導について
2. 農業委員会手帳の案内について
3. 富士山Gコイン還元祭の案内について
4. 全国農業新聞（山形県飯豊町）先進地活動事例の紹介・協議について
5. 農業会議情報について
6. 次回総会 1月13日（火）午後2時00分  
御殿場市民会館 3階 第7会議室

事務局長

皆様から連絡事項等ございますか。

長時間にわたりましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第9回御殿場市農業委員会定総会定例会を閉会いたします。

議 長

\_\_\_\_\_

議事録署名人

9番

\_\_\_\_\_

議事録署名人

10番

\_\_\_\_\_